

令和3年12月24日15時公表  
(照会先)  
鹿児島労働局職業安定部職業対策課  
職業対策課長 和田 滋  
地方障害者雇用担当官 末松 和則  
(代表電話099-219-8712) (FAX 099-216-9911)

## 令和3年 鹿児島県内における障害者雇用状況の集計結果 — 民間企業の雇用障害者数および実雇用率が過去最高を更新 —

鹿児島労働局(局長 三輪 宗文)では、このほど、民間企業や公的機関などにおける、令和3年の「障害者雇用状況」集計結果を取りまとめましたので、公表します。

「障害者の雇用の促進等に関する法律」では、事業主に対し、常時雇用する従業員の一定割合(法定雇用率、民間企業の場合は2.3%)以上の障害者を雇うことを義務付けています。(法第38条、第43条)。

今回の集計結果は、同法に基づき、毎年6月1日現在の身体障害者、知的障害者、精神障害者の雇用状況について、障害者の雇用義務のある事業主などに求めた報告を集計したものです。

なお、法定雇用率は令和3年3月1日より0.1%引き上げられました。

### ★ 障害者雇用状況 [鹿児島県] (令和3年6月1日現在)

区分	企業数 又は 機関数	常用労働者数 又は 職員数	障害者数	実雇用率	達成の企業数 又は 機関数	雇用率の 全国平均
一般の民間企業 (法定雇用率2.3%)	企業 1,325	人 194,190.0	人 4,937.5	% 2.54	816 ( 61.6%)	% 2.20
	1,278	192,168.0	4,687.5	2.44	792 ( 62.0%)	2.15
県・市町村の機関 (法定雇用率2.6%)	64	28,350.5	728.5	2.57	49	2.57
	63	27,583.0	667.0	2.42	45	2.48
都道府県教育委員会等 (法定雇用率2.5%)	3	14,078.5	335.5	2.38	2	2.21
	3	14,021.5	325.0	2.32	1	2.05
独立行政法人等 (法定雇用率2.6%)	2	2,695.0	74.0	2.75	2	2.69
	2	2,724.5	71.0	2.61	2	2.64

は令和2年6月1日現在 ( )は達成企業の割合

(注)「障害者数」とは、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の計であり、短時間労働者以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントしている。なお、精神障害者については、次の①②いずれかを満たす場合、1人をもって1人とみなす[特例該当]。①新規雇入れから3年以内の者、②精神保健福祉手帳取得から3年以内の者。

- ◆ 一般の民間企業における雇用状況(常用労働者数43.5人以上規模の企業)
  - 対象企業(43.5人以上規模の企業)に雇用されている障害者数は4937.5人で過去最高
  - 実雇用率は、2.54%で前年と比べて0.1ポイント上昇し過去最高
  - 法定雇用率達成企業の割合は、61.6%で前年と比べて0.4ポイント減少
- ◆ 県、市町村の機関等における雇用状況(法定雇用率2.6%(職員数38.5人以上)の公的機関)
  - 雇用されている障害者数は728.5人で実雇用率2.57%、前年に比べ0.15ポイント上昇
- ◆ 都道府県教育委員会等における雇用状況(法定雇用率2.5%(職員数40.0人以上)の公的機関)
  - 雇用されている障害者数は335.5人で実雇用率2.38%、前年に比べ0.06ポイント上昇

## 障害者雇用状況報告の集計結果（概要）

### 【1 一般の民間企業における雇用状況（常用労働者数43.5人以上規模の企業）】

○対象企業数は1,325社で前年に比べ3.6%（47社）増加となり、雇用されている障害者数は4,937.5人で前年に比べ5.3%（250人）増加と13年連続で過去最高。

障害種別では身体障害者が3,207.5人（実人数2,545人）で前年に比べ3.1%増加、知的障害者が1,182.5人（実人数1,192人）で前年に比べ9.3%増加、精神障害者が547.5人（実人数606人）で前年に比べ10.5%増加と、特に精神障害者の増加が大きくなっている。【第1表】

○実雇用率は、前年に比べて0.10ポイント上昇の2.54%（全国平均の2.20%を上回り全国9位）となり、7年連続で過去最高となった。【第1表】

○産業別の実雇用率は、「生活関連サービス業、娯楽業」（2.93%）、「サービス業」（2.89%）、「運輸業、郵便業」（2.83%）「医療、福祉業」（2.81%）、「製造業」（2.75%）、「卸売業、小売業」（2.49%）、「学術研究、専門・技術サービス業」（2.49%）、「建設業」（2.46%）において法定雇用率2.3%を上回っている。【第3表】

○企業規模別の実雇用率は、「300～499.5人」の企業規模（企業数88社）が2.32%と最も低いが、全ての企業規模において法定雇用率2.3%を上回っている。【第3表】

○産業別の達成企業割合は、「サービス業」（73.2%）、「製造業」（70.0%）が70%を超えており、「建設業」、「製造業」、「金融業、保険業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「複合サービス事業」、「サービス業」については達成企業割合が前年より増加した。【第3表】

○企業規模別の達成企業割合は、「43.5～99.5人」の企業規模（企業数720社）で前年に比べ0.9ポイント増加したが、それ以外の企業規模では前年に比べ減少した。【第3表】

○令和2年6月2日から令和3年6月1日までの1年間に一般の民間企業で新規に雇い入れられた障害者数は481.5人で前年の479.5.0人より2人の増加となった。【第4表】

○法定雇用率未達成企業は509社となり、前年の486社より23社増加となった。また、障害者を1人も雇用していない企業（障害者雇用ゼロ企業）は305社（59.9%）あり、不足数が0.5人又は1人である企業（1人不足企業）は365社（71.7%）となっている。【第5表】

○法定雇用率達成企業の割合は、前年と比べて0.4ポイント減少の61.6%（全国平均の47.0%を上回り全国4位）となった。【第6表】

### 【2 公的機関における在職状況】

○2.6%の法定雇用率が適用される機関（地方公共団体（県の教育委員会等を除く）のうち常用雇用職員38.5人以上）に在職している障害者の数は、64機関、728.5人で前年より9.2%（61.5人）増加となり、実雇用率は2.57%で前年を0.15ポイント上回った。64機関のうち49機関が法定雇用率達成。【第2表、第8表】

〔未達成機関〕枕崎市、阿久根市、南さつま市、奄美市、南九州市、始良市、長島町、湧水町、肝付町、南種子町、宇検村、鹿児島市立病院、湧水町教育委員会、天城町教育委員会、喜界町教育委員会の15機関

（未達成機関のうち、「奄美市」は、11月1日時点において障害者の数20.0人、実雇用率2.50%、不足数0.0人となり法定雇用率達成となっている。また、「喜界町教育委員会」は、12月8日付けで喜界町との地方特例認定により達成となっている。）

【\*地方特例認定とは、市町村長部局及び市町村長部局と人的関係が緊密である教育委員会の申請に基づき、厚生労働大臣の認定を受けた場合に、当該教育委員会に勤務する職員を当該市町村長部局に勤務する職員とみなすもの。】

○2.5%の法定雇用率が適用される機関（地方公共団体で県の教育委員会等）のうち常用雇用職員40.0人以上）に在職している障害者の数は、3機関 335.5人で、前年より3.2%（10.5人）増加となり、実雇用率は2.38%で前年を0.06ポイント上回った。3機関のうち2機関が雇用率達成。

【第2表、第8表】 [未達成機関] 鹿児島県教育委員会

## 障害者雇用率未達成企業等への対応

### （1）民間企業

法定雇用率2.3%を未達成である企業（43.5人以上規模）が509社あることから、鹿児島労働局、ハローワークによる法定雇用率達成指導を実施し、早期解消を図る。特に、障害者雇用ゼロ企業（障害者を1人も雇用していない企業）については、ハローワークと障害者職業センターや障害者就業・生活支援センター等の関係機関が連携してのチーム支援、障害者就職面接会や特別支援学校生を対象とした職場実習面接会への参加案内及び精神・発達障害者しごとサポーター養成講座（オンラインでの開催も含む）の受講案内等、重点的に指導を行う。

また、法定雇用率未達成企業を対象とした障害者雇用の基礎セミナーを実施することとし、ハローワーク、障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター、就労移行支援事業所、障害者雇用先進事業所による障害者雇用支援メニューや障害者雇用支援の実例等の説明を行い、障害者雇用の動機付けを図り、チーム支援などの支援につなげることとする。

### （2）公的機関

公的機関については、率先垂範して法定雇用率を達成すべき立場であることを踏まえ、鹿児島労働局長は未達成の機関に対し、雇い入れ計画の作成、提出を指導し、計画的な法定雇用率の達成を要請する。職場定着に向けた相談窓口を労働局および各ハローワークに設けており、ハローワーク等の就労支援機関と連携した採用計画への取組みや職場実習の推進についても提案を行う。

また、各機関においては、令和2年4月1日までに「障害者活躍推進計画」を作成・公表することが義務づけられており、雇い入れ計画の作成を行う機関については障害者活躍推進計画のなかで、より計画的かつ具体的な障害者雇用の取組みとなるよう提案を行う。

### ○ 達成指導とは

未達成企業（機関）に対し、障害者の雇用に関する事業主の責務、障害者の雇用の現状等を説明の上、障害者雇用事例の提供や助成金、奨励金の雇用支援策及び就労支援機関による支援内容等を助言・説明し、障害者雇用への理解を深め、早期の未達成解消の指導を行うもの。

# 障 害 者 雇 用 状 況

第1表 一般の民間企業における障害者の雇用状況

[令和3年6月1日現在]

区分	① 企業数	② 常用労働者数	③ 障害者の数	④ 身体障害者の数					⑤ 知的障害者の数					⑥ 精神障害者の数				⑦ 実雇用率
				A 重度身体障害者	B 重度身体障害者である短時間労働者	C 重度以外の身体障害者	D 重度以外の身体障害者である短時間労働者	E 計 (A×2+B+C+D×0.5)	A 重度知的障害者	B 重度知的障害者である短時間労働者	C 重度以外の知的障害者	D 重度以外の知的障害者である短時間労働者	E 計 (A×2+B+C+D×0.5)	C 精神障害者	D1 精神障害者である短時間労働者	D2 精神障害者である短時間労働者(D1)のうち特例該当	E 計 C+{(D1-D2)×0.5}+D2	
全 国	企業 106,924	人 27,156,780.5	人 597,786.0 (499,985)	人 (102,888)	人 (13,437)	人 (130,917)	人 (17,875)	人 359,067.5 (265,117)	人 (21,620)	人 (4,566)	人 (82,015)	人 (21,688)	人 140,665.0 (129,889)	人 (75,197)	人 (29,782)	人 (15,931)	人 98,053.5 (104,979)	2.20
	102,698	26,866,997.0	578,292.0	101,767	12,679	131,125	17,462	356,069.0	21,028	4,405	77,885	19,722	134,207.0	67,801	26,115	14,315	88,016.0	2.15
鹿児島	1,325	194,190.0	4,937.5 (4,343)	(789)	(166)	(1,337)	(253)	3,207.5 (2,545)	(123)	(30)	(774)	(265)	1,182.5 (1,192)	(370)	(236)	(119)	547.5 (606)	2.54
	1,278	192,168.0	4,687.5	766	155	1,302	242	3,110.0	121	20	707	226	1,082.0	342	205	102	495.5	(2.44)

( ) は実人員      は令和2年6月1日現在

- (注) 1 常用労働者数とは、常用労働者総数から除外率相当数を除いた法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働数である。  
 ※ 除外率：「身体障害者が就業することが困難であると認められる職種」が相当の割合を占める業種ごとに定められた率。  
 2 障害者の数は、身体障害者、知的障害者 及び 精神障害者 の計である。  
 第1表の④、⑤A欄については1人を2人に相当するものとしてダブルカウント、④、⑤、⑥D欄については1人を0.5人に相当するものとしてカウントしている。但し精神障害者でD2に該当する場合1人を1人とカウントする。

第2表 公的機関における在職状況（鹿児島県、市町村の機関）

(1) 県市町村の機関（法定雇用率2.6%の機関）

[令和3年6月1日現在]

区分	① 機関数	② 法定雇用障害者の算定の基礎となる職員数	③ 障害者の数	④ 身体障害者の数					⑤ 知的障害者の数					⑥ 精神障害者の数				⑦ 実雇用率
				A 重度身体障害者	B 重度身体障害者である短時間労働者	C 重度以外の身体障害者	D 重度以外の身体障害者である短時間労働者	E 計 (A×2+B+C+D×0.5)	A 重度知的障害者	B 重度知的障害者である短時間労働者	C 重度以外の知的障害者	D 重度以外の知的障害者である短時間労働者	E 計 (A×2+B+C+D×0.5)	C 精神障害者	D1 精神障害者である短時間労働者	D2 精神障害者である短時間労働者(D1)のうち特例該当	E 計 C+{(D1-D2)×0.5}+D2	
2.6%の機関	企業 64	人 28,350.5	人 728.5 (611)	人 (154)	人 (37)	人 (241)	人 (68)	人 620.0 (500)	人 (0)	人 (2)	人 (9)	人 (2)	人 12.0 (13)	人 (69)	人 (29)	人 (26)	人 96.5 (98)	2.57
	63	27,583.0	667.0	147	32	239	50	590.0	0	0	6	2	7.0	51	20	18	70.0	2.42

(2) 県教育委員会等（法定雇用率2.5%の機関）

2.5%の機関	企業 3	人 14,078.5	人 335.5 (247)	人 (91)	人 (3)	人 (124)	人 (5)	人 311.5 (223)	人 (0)	人 (0)	人 (1)	人 (0)	人 1.0 (1)	人 (22)	人 (1)	人 (1)	人 23.0 (23)	2.38
	3	14,021.5	325.0	90	1	124	4	307.0	1	0	1	0	3.0	15	0	0	15.0	2.32

( ) は実人員      は令和2年6月1日現在

- (注) 1 職員数は、除外職員を除いた数である。  
 2 障害者数とは、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の計である。  
 短時間労働者以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については1人を2人に相当するものとしてカウントし、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者は1人を0.5人に相当するものとしてカウントしている。但しD2に該当する精神障害者は1人を1人とカウントする。  
 3 雇用率2.5%の適用機関は、県教育委員会及び全日制高校設置の市教育委員会であり、それ以外は全て2.6%が適用される。

第3表 一般の民間企業における産業別 障害者の雇用状況

[令和3年6月1日現在]

産業別		① 企業数	② 常用労働者数	③ 障害者数	④ 実雇用率	⑤ 雇用率達成 企業の割合
		企業	人	人	%	%
産業別	農林・漁業・鉱業	24 ( 23 )	2,249.0 ( 2,208.5 )	44.0 ( 43.0 )	1.96 ( 1.95 )	50.0 ( 47.8 )
	建設業	58 ( 49 )	4,955.5 ( 4,550.0 )	122.0 ( 111.5 )	2.46 ( 2.45 )	65.5 ( 63.3 )
	製造業	213 ( 210 )	31,673.5 ( 31,449.5 )	871.5 ( 837.5 )	2.75 ( 2.66 )	70.0 ( 68.1 )
	食料品	96 ( 99 )	17,685.0 ( 18,034.5 )	507.5 ( 486.0 )	2.87 ( 2.69 )	72.9 ( 68.7 )
	電気機械	24 ( 24 )	4,268.0 ( 3,368.5 )	138.0 ( 94.0 )	3.23 ( 2.79 )	75.0 ( 70.8 )
	その他の機械製造業	21 ( 20 )	1,916.5 ( 1,866.5 )	35.5 ( 37.0 )	1.85 ( 1.98 )	61.9 ( 55.0 )
	その他の製造業	72 ( 67 )	7,804.0 ( 8,180.0 )	190.5 ( 220.5 )	2.44 ( 2.70 )	66.7 ( 70.1 )
	電気・ガス・熱供給業	3 ( 3 )	436.5 ( 433.5 )	4.0 ( 2.0 )	0.92 ( 0.46 )	0.0 ( 0.0 )
	情報通信業	32 ( 29 )	3,565.0 ( 3,281.0 )	47.5 ( 50.5 )	1.33 ( 1.54 )	43.8 ( 51.7 )
	運輸業、郵便業	81 ( 82 )	10,589.0 ( 10,743.0 )	299.5 ( 305.0 )	2.83 ( 2.84 )	66.7 ( 70.7 )
	卸売業、小売業	189 ( 185 )	39,818.0 ( 40,079.5 )	990.0 ( 901.0 )	2.49 ( 2.25 )	52.9 ( 53.0 )
	金融業、保険業	14 ( 17 )	5,950.0 ( 5,834.5 )	91.5 ( 95.0 )	1.54 ( 1.63 )	14.3 ( 5.9 )
	不動産業、物品賃貸業	22 ( 20 )	2,628.5 ( 2,393.5 )	43.5 ( 35.5 )	1.65 ( 1.48 )	50.0 ( 50.0 )
	学術研究、 専門・技術サービス業	28 ( 22 )	3,599.5 ( 3,301.5 )	89.5 ( 83.5 )	2.49 ( 2.53 )	53.6 ( 63.6 )
	宿泊業、飲食サービス業	41 ( 38 )	5,521.0 ( 5,660.5 )	112.0 ( 109.0 )	2.03 ( 1.93 )	58.5 ( 52.6 )
	生活関連サービス業 、娯楽業	45 ( 44 )	4,895.0 ( 4,878.5 )	143.5 ( 122.5 )	2.93 ( 2.51 )	64.4 ( 54.5 )
	教育、学習支援業	30 ( 28 )	4,514.5 ( 4,063.5 )	62.5 ( 66.5 )	1.38 ( 1.64 )	36.7 ( 42.9 )
	医療、福祉	435 ( 423 )	56,202.5 ( 55,485.5 )	1,578.5 ( 1,499.5 )	2.81 ( 2.70 )	66.0 ( 68.8 )
	複合サービス事業	28 ( 28 )	7,150.5 ( 7,302.5 )	136.5 ( 138.5 )	1.91 ( 1.90 )	35.7 ( 32.1 )
	サービス業	82 ( 77 )	10,442.0 ( 10,503.0 )	301.5 ( 287.0 )	2.89 ( 2.73 )	73.2 ( 71.4 )
規模別	43.5～99.5人	720 ( 679 )	45,543.5 ( 44,402.0 )	1,076.5 ( 959.5 )	2.36 ( 2.16 )	58.8 ( 57.9 )
	100～299.5人	458 ( 452 )	67,158.0 ( 66,343.0 )	1,793.5 ( 1,704.0 )	2.67 ( 2.57 )	68.1 ( 68.6 )
	300～499.5人	88 ( 86 )	29,704.5 ( 28,058.0 )	689.0 ( 670.5 )	2.32 ( 2.39 )	55.7 ( 58.1 )
	500～999.5人	43 ( 43 )	26,174.5 ( 26,094.5 )	618.0 ( 611.0 )	2.36 ( 2.34 )	48.8 ( 58.1 )
	1000人以上	16 ( 18 )	25,609.5 ( 27,270.5 )	760.5 ( 742.5 )	2.97 ( 2.72 )	68.8 ( 77.8 )
計	1,325 ( 1,278 )	194,190.0 ( 192,168.0 )	4,937.5 ( 4,687.5 )	2.54 ( 2.44 )	61.6 ( 62.0 )	

( ) は令和2年6月1日現在

第4表 令和2年6月2日から令和3年6月1日までに雇い入れられた障害者数

[令和3年6月1日現在]

区分	計	製造業	運輸業 郵便業	卸売業 小売業	医療・福祉	複合サービス 事業	サービス業	その他
新規雇用数	人	76.0	15.0	83.0	199.0	4.5	34.5	69.5
	(479.5)	(65.5)	(26.0)	(98.0)	(177.5)	(8.0)	(30.0)	(74.5)
比率	100.0%	15.8%	3.1%	17.2%	41.3%	0.9%	7.2%	14.4%
	(100.0%)	(13.7%)	(5.4%)	(20.4%)	(37.0%)	(1.7%)	(6.3%)	(15.5%)

( ) は令和2年6月1日現在

第5表

階級別法定雇用数不足企業の状況

[令和3年6月1日現在]

区 分	企業数	①法定雇用率 未達成企業数	② 不 足 数						③障害者雇用 ゼロ企業
			0.5人または1人	1.5人または2人	2.5人または3人	3.5人または4人	4.5人または5人	5.5人以上	
43.5～99.5人	720	297 (100.0)	280 (94.3)	17 (5.7)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	279 (93.9)
100～299.5人	458	146 (100.0)	69 (47.3)	54 (37.0)	16 (11.0)	7 (4.8)	0 (0.0)	0 (0.0)	24 (16.4)
300～499.5人	88	39 (100.0)	10 (25.6)	11 (28.2)	9 (23.1)	4 (10.3)	2 (5.1)	3 (7.7)	2 (5.1)
500～999.5人	43	22 (100.0)	5 (22.7)	7 (31.8)	2 (9.1)	3 (13.6)	3 (13.6)	2 (9.1)	0 (0.0)
1000人以上	16	5 (100.0)	1 (20.0)	0 (0.0)	1 (20.0)	1 (20.0)	1 (20.0)	1 (20.0)	0 (0.0)
計	1,325	509 (100.0)	365 (71.7)	89 (17.5)	28 (5.5)	15 (2.9)	6 (1.2)	6 (1.2)	305 (59.9)

※ ( )は当該企業規模階級内における構成比(%)

※ ②欄の「不足数」とは、法定雇用率を達成するために、現在の雇用障害者数に加えて雇用しなければならない障害者の数である。

第6表

## 一般の民間企業における障害者数及び実雇用率の推移

[平成19年～令和3年]

(各年6月1日現在)

区分	企業数	常用労働者数	障害者数		実雇用率		雇用率達成企業の割合		
			人	増減	%	増減	%	増減	
全 国	平成	企業	人	人	人	%	%	%	%
	19	71,224	19,504,649.0	302,716.0	18,965.5	1.55	0.03	43.8	0.4
	20	73,042	20,499,012.0	325,603.0	22,887.0	1.59	0.04	44.9	1.1
	21	72,328	20,441,198.0	332,811.5	7,208.5	1.63	0.04	45.5	0.6
	22	71,830	20,356,456.0	342,973.5	10,162.0	1.68	0.05	47.0	1.5
	23	75,313	22,260,915.5	366,199.0	23,225.5	1.65	▲ 0.03	45.3	▲ 1.7
	24	76,308	22,577,527.0	382,363.5	16,164.5	1.69	0.04	46.8	1.5
	25	85,314	23,213,401.0	408,947.5	26,584.0	1.76	0.07	42.7	▲ 4.1
	26	86,648	23,650,463.5	431,225.5	22,278.0	1.82	0.06	44.7	2.0
	27	87,935	24,122,923.0	453,133.5	21,908.0	1.88	0.06	47.2	2.5
	28	89,359	24,650,200.5	474,374.0	21,240.5	1.92	0.04	48.8	1.6
	29	91,024	25,204,720.1	495,795.0	21,421.0	1.97	0.05	50.0	1.2
	30	100,586	26,104,834.5	534,769.5	38,974.5	2.05	0.08	45.9	▲ 4.1
	令和 元	101,889	26,585,858.0	560,608.5	25,839.0	2.11	0.05	48.0	2.1
2	102,699	26,866,927.0	578,292.0	17,683.5	2.15	0.04	48.6	0.6	
3	106,924	27,156,780.5	597,786.0	19,494.0	2.20	0.05	47.0	▲ 1.6	
鹿 児 島 県	平成	企業	人	人	人	%	%	%	%
	19	811	137,083.0	2,613.5	80.5	1.91	0.03	56.8	0.9
	20	826	136,803.0	2,586.0	▲ 27.5	1.89	▲ 0.02	58.5	1.7
	21	845	141,672.0	2,760.5	174.5	1.95	0.06	59.3	0.8
	22	852	141,628.0	2,907.5	147.0	2.05	0.10	61.7	2.4
	23	878	156,455.5	3,019.5	112.0	1.93	▲ 0.12	61.3	▲ 0.4
	24	905	167,228.0	3,212.5	193.0	1.92	▲ 0.01	59.7	▲ 1.6
	25	1,051	178,435.5	3,602.0	389.5	2.02	0.10	56.2	▲ 3.5
	26	1,068	180,609.0	3,644.0	42.0	2.02	0.00	57.8	1.6
	27	1,088	177,510.5	3,702.0	58.0	2.09	0.07	59.0	1.2
	28	1,092	186,641.5	4,028.5	326.5	2.16	0.07	61.5	2.5
	29	1,137	183,466.5	4,064.0	35.5	2.22	0.06	61.7	0.2
	30	1,281	190,783.5	4,468.5	404.5	2.34	0.12	59.1	▲ 2.6
	令和 元	1,284	191,605.5	4,608.0	139.5	2.40	0.06	60.4	1.3
2	1,278	192,168.0	4,687.5	79.5	2.44	0.04	62.0	1.6	
3	1,325	194,190.0	4,937.5	250.0	2.54	0.10	61.6	▲ 0.4	

(注) 障害者数とは、次に掲げる者の合計数である。

平成17年まで

身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）  
知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）  
重度身体障害者である短時間労働者  
重度知的障害者である短時間労働者

平成18年以降

身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）  
知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）  
重度身体障害者である短時間労働者  
重度知的障害者である短時間労働者  
精神障害者  
精神障害者である短時間労働者  
(精神障害者である短時間労働者は0.5人でカウント)

平成23年以降

身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）  
知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）  
重度身体障害者である短時間労働者  
重度知的障害者である短時間労働者  
精神障害者  
身体障害者である短時間労働者は0.5人カウント  
知的障害者である短時間労働者は0.5人カウント  
精神障害者である短時間労働者は0.5人カウント

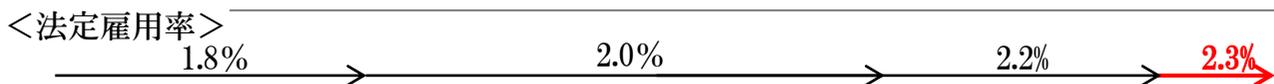
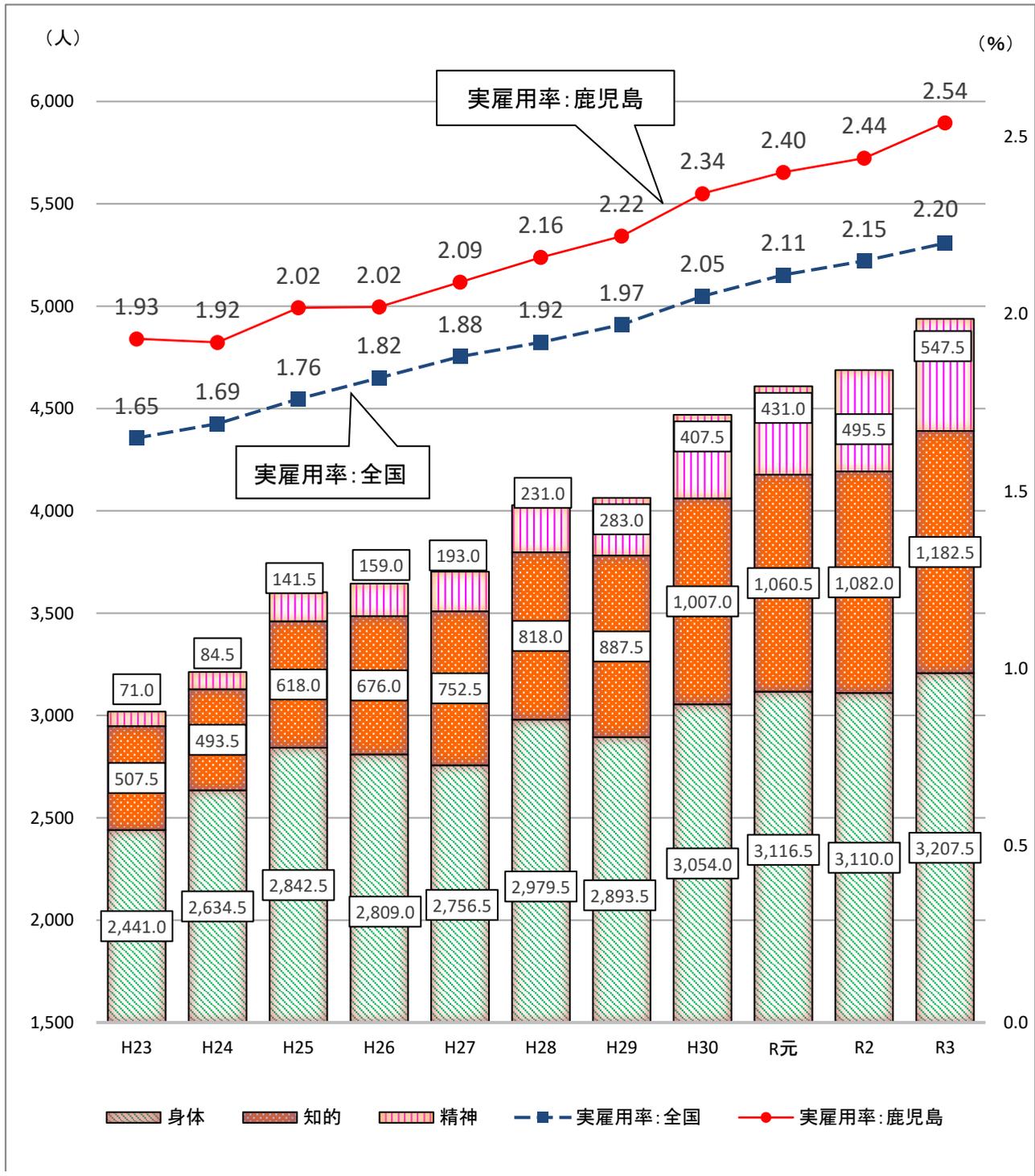
平成30年以降は、精神障害者である短時間労働者であっても、次の①②いずれかに該当する者については、1人分としてカウントしている。

- ①新規雇入れから3年以内の者  
②精神障害者保健福祉手帳取得から3年以内の者

第7表

民間企業における障害者雇用状況の推移（鹿児島県）

令和3年6月1日現在



注1：雇用義務のある企業（平成24年までは56人以上規模、平成25年以降は50人以上規模、平成30年以降は45.5人以上規模、令和3年以降は43.5人以上の企業）についての集計である。

注2：「障害者の数」とは、第6表の下欄に掲げる者の合計数である。

第8表

公的機関における在職状況

令和3年6月1日現在

法定雇用率2.6%の機関	①法定雇用障害者の基礎となる職員数	②障害者数	③雇用率	④不足数	備考
<b>県機関計(3機関)</b>	<b>6,270.5</b>	<b>179.0</b>	<b>2.85</b>	<b>0.0</b>	
鹿児島県知事部局	5,211.5	146.5	2.81	0.0	
鹿児島県立病院局	586.0	19.0	3.24	0.0	
鹿児島県警察	473.0	13.5	2.85	0.0	

法定雇用率2.5%の機関	①法定雇用障害者の基礎となる職員数	②障害者数	③雇用率	④不足数	備考
<b>県機関計(1機関)</b>	<b>12,901.5</b>	<b>303.0</b>	<b>2.35</b>	<b>19.0</b>	
鹿児島県教委	12,901.5	303.0	2.35	19.0	
<b>市機関計(2機関)</b>	<b>1,177.0</b>	<b>32.5</b>	<b>2.76</b>	<b>0.0</b>	
鹿児島市教委	976.0	25.5	2.61	0.0	
指宿市教委	201.0	7.0	3.48	0.0	

法定雇用率2.6%の機関	①法定雇用障害者の基礎となる職員数	②障害者数	③雇用率	④不足数	備考
<b>市町村計(61機関)</b>	<b>22,080.0</b>	<b>549.5</b>	<b>2.49</b>	<b>37.0</b>	
鹿児島市	3,514.0	94.0	2.68	0.0	
鹿屋市	1,058.0	28.5	2.69	0.0	地方特例
枕崎市	393.5	9.0	2.29	1.0	地方特例
阿久根市	301.0	3.0	1.00	4.0	
出水市	758.5	20.0	2.64	0.0	地方特例
指宿市	537.0	15.0	2.79	0.0	
西之表市	227.0	5.5	2.42	0.0	
垂水市	260.0	6.5	2.50	0.0	注5①
薩摩川内市	1,285.0	36.0	2.80	0.0	地方特例
日置市	708.5	19.5	2.75	0.0	地方特例
曾於市	491.5	12.5	2.54	0.0	地方特例
霧島市	1,358.5	37.0	2.72	0.0	地方特例
いちき串木野市	423.5	11.0	2.60	0.0	地方特例
南さつま市	605.0	11.5	1.90	3.5	地方特例
志布志市	591.5	18.5	3.13	0.0	地方特例
奄美市	800.0	18.0	2.25	2.0	注5②
南九州市	560.5	9.0	1.61	5.0	地方特例
伊佐市	359.5	9.5	2.64	0.0	
始良市	809.0	17.0	2.10	4.0	地方特例
三島村	67.0	2.0	2.99	0.0	
十島村	114.0	5.0	4.39	0.0	
さつま町	415.0	10.0	2.41	0.0	地方特例
長島町	245.5	5.5	2.24	0.5	地方特例
湧水町	172.0	0.0	0.00	4.0	
大崎町	136.5	4.5	3.30	0.0	
東串良町	120.0	3.0	2.50	0.0	
錦江町	120.0	3.0	2.50	0.0	
南大隅町	149.0	4.0	2.68	0.0	
肝付町	356.5	8.5	2.38	0.5	地方特例
中種子町	139.0	3.5	2.52	0.0	
南種子町	158.0	2.0	1.27	2.0	地方特例
屋久島町	289.0	9.0	3.11	0.0	地方特例

法定雇用率2.6%の機関	①法定雇用障害者の基礎となる職員数	②障害者数	③雇用率	④不足数	備考
大和村	133.0	3.0	2.26	0.0	
宇検村	103.5	0.5	0.48	1.5	
瀬戸内町	230.0	8.5	3.70	0.0	
龍郷町	130.0	5.0	3.85	0.0	
喜界町	171.0	6.0	3.51	0.0	注5③
徳之島町	257.0	7.0	2.72	0.0	
天城町	224.0	5.0	2.23	0.0	
伊仙町	114.0	2.5	2.19	0.0	
和泊町	180.0	4.0	2.22	0.0	
知名町	170.5	4.0	2.35	0.0	
与論町	185.5	4.0	2.16	0.0	
鹿児島市立病院	763.0	13.0	1.70	6.0	
鹿児島市水道局	445.0	13.0	2.92	0.0	
鹿児島市交通局	176.0	5.0	2.84	0.0	
鹿児島市船舶局	75.5	2.0	2.65	0.0	
出水市病院事業	333.0	9.0	2.70	0.0	
阿久根市教委	76.0	1.0	1.32	0.0	
垂水市教委	85.5	2.0	2.34	0.0	注5①
奄美市教委	180.0	4.0	2.22	0.0	
湧水町教委	45.5	0.0	0.00	1.0	
錦江町教委	45.5	1.0	2.20	0.0	
中種子町教委	45.5	1.0	2.20	0.0	
瀬戸内町教委	59.5	1.0	1.68	0.0	
徳之島町教委	83.5	3.0	3.59	0.0	
天城町教委	63.5	0.0	0.00	1.0	
和泊町教委	51.5	2.0	3.88	0.0	
知名町教委	47.0	1.0	2.13	0.0	
与論町教委	44.0	1.0	2.27	0.0	
喜界町教委	39.0	0.0	0.00	1.0	注5③

独立行政法人等

法定雇用率2.6%の機関	①法定雇用障害者の基礎となる職員数	②障害者数	③雇用率	④不足数	備考
鹿児島大学	2,568.5	71.0	2.76	0.0	
鹿屋体育大学	126.5	3.0	2.37	0.0	

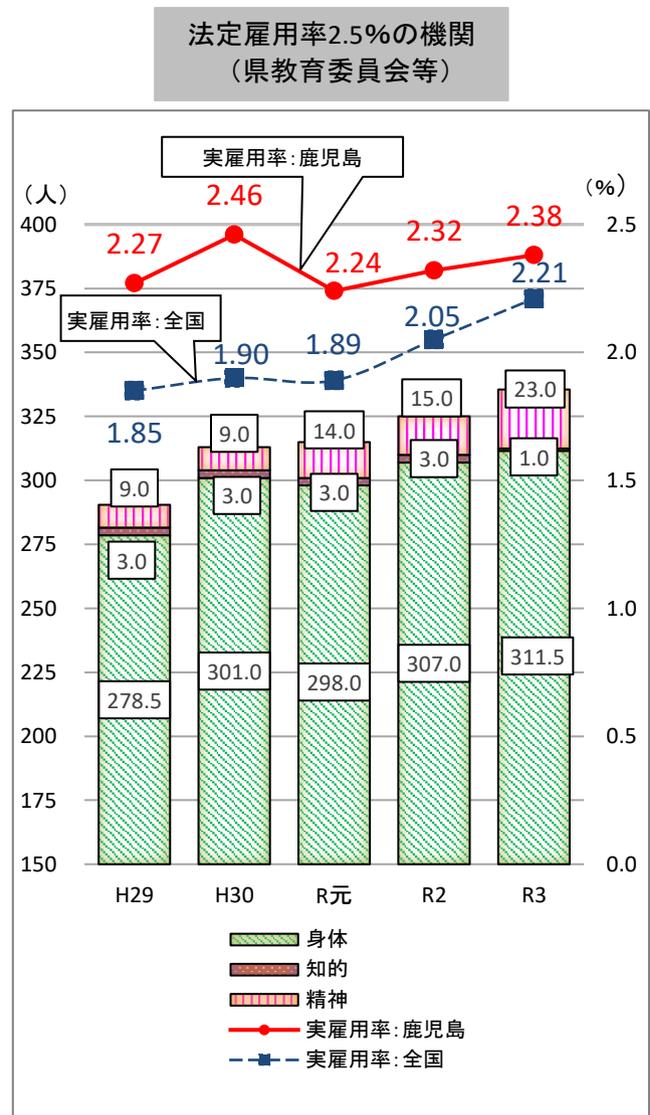
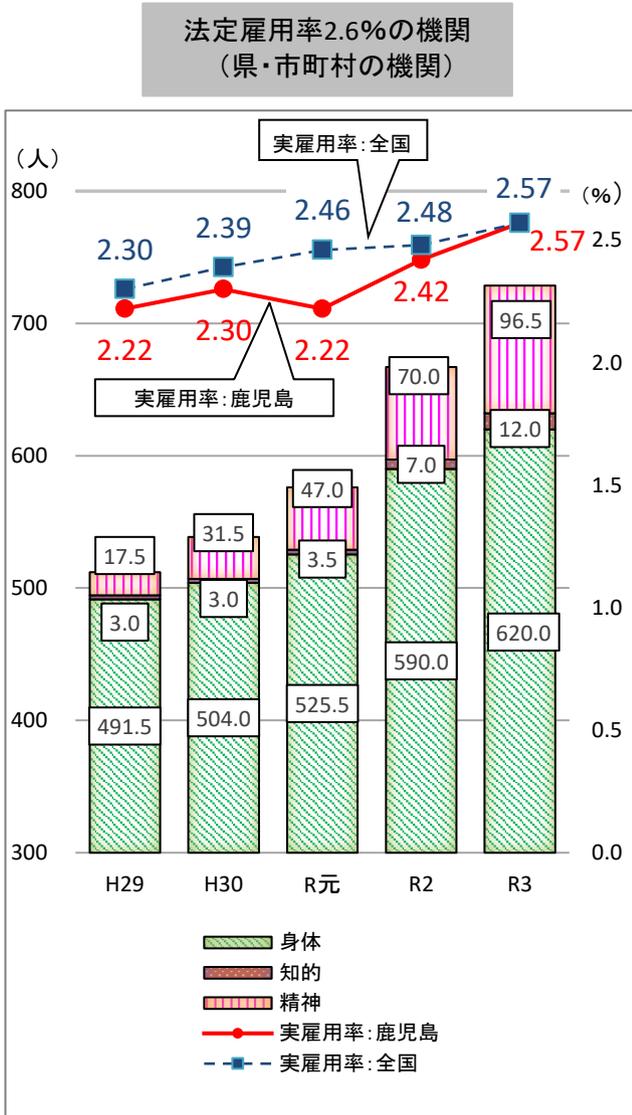
注意

- ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数（旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数）を除いた職員数である。
- ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5人カウントを行っている。ただし、精神障害者である短時間労働者で次の①②いずれかを満たす者については、1人をもって1人とみなす。①新規雇入れから3年以内の者。②精神障害者保健福祉手帳取得から3年以内の者。
- ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数（1未満の端数切り捨て）から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることもあり、この場合、法定雇用率達成となる。
- 地方特例とは、市町長部局及び市町長部局と人的関係が緊密である教育委員会の申請に基づき、厚生労働大臣の認定を受けた場合に、当該教育委員会に勤務する職員を当該市町長部局に勤務する職員とみなすものである。
- ①垂水市と垂水市教育委員会は、令和3年6月23日付けで地方特例認定。  
②奄美市は11月1日時点において障害者の数20.0人、実雇用率2.50%、不足数0.0人となっている。

第9表

# 地方公共団体における障害者雇用状況の推移（鹿児島県）

令和3年6月1日現在



注:「障害者の数」とは、次に掲げる者の合計数である。

身体障害者(重度身体障害者はダブルカウント)

知的障害者(重度知的障害者はダブルカウント)

重度身体障害者である短時間労働者

重度知的障害者である短時間労働者

精神障害者

身体障害者である短時間労働者

(身体障害者である短時間労働者は0.5人でカウント)

知的障害者である短時間労働者

(知的障害者である短時間労働者は0.5人でカウント)

精神障害者である短時間労働者

(精神障害者である短時間労働者は0.5人でカウント)

※ただし、精神障害者である短時間労働者で、次の①②いずれかを満たす者については、1人をもって1人とみなす。

①新規雇入れから3年以内の者。

②精神障害者保健福祉手帳取得から3年以内の者。